

(03B0000070-0)

市 長	副 市 長	建 設 部 長	財 政 課 長	主 管 課 長	課 長 補 佐	檢 査 者	設 計 者
--------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------

委 託 番 号		設 計 年 月 日	令和 8 年 3 月 2 日
---------	--	-----------	----------------

委 託 箇 所	市内一円
---------	------

路 線 ・ 河 川 名	
-------------	--

令和 7 年度

富谷市橋梁定期点検業務(繰越)

富谷市

工 期	令和 年 月 日	着 工 期 日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	竣 工 期 限	令和 年 月 日

業 務 費	円 (消費税相当額 円)	業 務 価 格	円
-------	--------------	---------	---

< 概要 >

道路橋定期点検

Σ N = 17橋

定期点検

定期点検	特定の溝橋等	幅員：10m程度	橋長：2m以上 5m以下	N= 3 橋	【郷ノ目橋、穀田1号橋、膳部沢橋】
定期点検	特定の溝橋等以外	幅員：4m程度	橋長：10m以上15m以下	N= 1 橋	【鶴田2号橋】
定期点検	特定の溝橋等以外	幅員：4m程度	橋長：15m以上20m以下	N= 2 橋	【富谷歩道橋（LR）】
定期点検	特定の溝橋等以外	幅員：10m程度	橋長：2m以上 5m以下	N= 2 橋	【瀬ノ木橋、西成田線】
定期点検	特定の溝橋等以外	幅員：10m程度	橋長：5m以上10m以下	N= 3 橋	【道栗橋、荒屋敷橋、長柴2号橋】
定期点検	特定の溝橋等以外	幅員：10m程度	橋長：10m以上15m以下	N= 5 橋	【大道渕橋、長栄橋、熊谷橋、高屋敷橋、宮前橋】
定期点検	特定の溝橋等以外	幅員：10m程度	橋長：15m以上20m以下	N= 1 橋	【富谷橋】

委 託 料 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路橋定期点検	式	1			
定期点検	式	1			
定期点検 特定の溝橋等 幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下	橋	3			第1号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員：4m程度 橋長：10m以上15m以下	橋	1			第2号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員：4m程度 橋長：15m以上20m以下	橋	2			第3号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下	橋	2			第4号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：5m以上10m以下	橋	3			第5号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：10m以上15m以下	橋	5			第6号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：15m以上20m以下	橋	1			第7号単価表
打合せ	式	1			

委 託 料 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ等(調査、計画業務)	業務	1			第8号単価表
直接費	式	1			
直接人件費	式	1			
直接経費	式	1			
旅費交通費	式	1			第1号明細表
電子成果品作成費	式	1			
その他	式	1			第2号明細表
その他原価	式	1			
業務原価	式	1			
一般管理費等	式	1			

委 託 料 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務価格	式	1			
消費税等相当額	式	1			
業務委託料	式	1			

第4号

安全費 1式当たり明細表

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
交通誘導警備員A	人					
交通誘導警備員B	人					
合 計	式	1				

第1号

定期点検 1橋当たり単価表

特定の溝橋等
幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
計画準備 特定の溝橋等 幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下	橋	1				第9号単価表
定期点検 特定の溝橋等 幅員：8m程度 橋長：2m以上5m以下	橋	1				第10号単価表
報告書作成 特定の溝橋等 幅員：8m程度 橋長：2m以上5m以下	橋	1				第11号単価表
合 計	橋	1				

第2号

定期点検 1橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：4m程度 橋長：10m以上15m以下

名称・規格・条件	単位	数	量	単	価	金	額	雑	摘	要
計画準備 特定の溝橋等以外 橋長：4m程度 幅員：10m以上15m以下	橋	1								第12号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員：4m程度 橋長：10m以上15m以下	橋	1								第13号単価表
報告書作成 特定の溝橋等以外 幅員：4m程度 橋長：10m以上15m以下	橋	1								第14号単価表
合 計	橋	1								

第3号

定期点検 1橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：4m程度 橋長：15m以上20m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
計画準備 特定の溝橋等以外 幅員4m程度 橋長15m以上20m以下	橋	1				第15号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員4m程度 橋長15m以上20m以下	橋	1				第16号単価表
報告書作成 特定の溝橋等以外 幅員4m程度 橋長15m以上20m以下	橋	1				第17号単価表
合 計	橋	1				

第4号

定期点検 1橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下

名称・規格・条件	単位	数	量	単	価	金	額	雑	摘	要
計画準備 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下	橋	1								第18号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下	橋	1								第19号単価表
報告書作成 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下	橋	1								第20号単価表
合 計	橋	1								

第5号

定期点検 1橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：5m以上10m以下

名称・規格・条件	単位	数	量	単	価	金	額	雑	摘	要
計画準備 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：5m以上10m以下	橋	1								第21号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：5m以上10m以下	橋	1								第22号単価表
報告書作成 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：5m以上10m以下	橋	1								第23号単価表
合 計	橋	1								

第6号

定期点検 1橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：10m以上15m以下

名称・規格・条件	単位	数	量	単	価	金	額	雑	摘	要
計画準備 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：10m以上15m以下	橋	1								第24号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：10m以上15m以下	橋	1								第25号単価表
報告書作成 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：10m以上15m以下	橋	1								第26号単価表
合 計	橋	1								

第7号

定期点検 1橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：15m以上20m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
計画準備 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：15m以上20m以下	橋	1				第27号単価表
定期点検 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：15m以上20m以下	橋	1				第28号単価表
報告書作成 特定の溝橋等以外 幅員：10m程度 橋長：15m以上20m以下	橋	1				第29号単価表
合 計	橋	1				

第8号 SC401010 A02

打合せ等(調査、計画業務) 1業務当たり単価表

P4-1-1

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
打合せ(業務着手時) 打合せ等(調査、計画業務)	回	1				第30号単価表
打合せ(中間打合せ) 打合せ等(調査、計画業務)	回	3				第31号単価表
打合せ(成果物納入時) 打合せ等(調査、計画業務)	回	1				第32号単価表
合 計	業務	1				
打合せ(業務着手時)の有無A = 01 計上する 打合せ(中間打合せ)回数B = 2			打合せ(成果物納入時)の有無C = 01 関係機関打合せ協議の有無D = 02	計上する 計上しない		

第9号

計画準備 10橋当たり単価表

特定の溝橋等
幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第10号

定期点検 10橋当たり単価表

特定の溝橋等
幅員：8m程度 橋長：2m以上5m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師 (B) 6～7級	人					
技師 (C) 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第11号

報告書作成 10橋当たり単価表

特定の溝橋等
幅員：8m程度 橋長：2m以上5m以下

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第12号

計画準備 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
橋長：4m程度 幅員：10m以上15m以下

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第13号

定期点検 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：4m程度 橋長：10m以上15m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師 (B) 6～7級	人					
技師 (C) 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第14号

報告書作成 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：4m程度 橋長：10m以上15m以下

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第15号

計画準備 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員4m程度 橋長15m以上20m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第16号

定期点検 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員4m程度 橋長15m以上20m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師 (B) 6~7級	人					
技師 (C) 4~5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第17号

報告書作成 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員4m程度 橋長15m以上20m以下

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第18号

計画準備 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第19号

定期点検 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第20号

報告書作成 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：2m以上5m以下

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第21号

計画準備 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：5m以上10m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第22号

定期点検 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：5m以上10m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師 (B) 6～7級	人					
技師 (C) 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第23号

報告書作成 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：5m以上10m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第24号

計画準備 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：10m以上15m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第25号

定期点検 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：10m以上15m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第26号

報告書作成 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：10m以上15m以下

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第27号

計画準備 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：15m以上20m以下

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第28号

定期点検 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：15m以上20m以下

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師 (B) 6～7級	人					
技師 (C) 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第29号

報告書作成 10橋当たり単価表

特定の溝橋等以外
幅員：10m程度 橋長：15m以上20m以下

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合計	橋	10				
単位当り	橋	1				

第30号 SC401012 J01

打合せ(業務着手時) 1回当たり単価表

打合せ等(調査、計画業務)

P4-1-1

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師(A) 8級	人					
技師(B) 6～7級	人					
合計	回	1				
打合せ区分A = 01 打合せ(業務着手時)						

第31号 SC401012 J02

打合せ(中間打合せ) 1回当たり単価表

打合せ等(調査、計画業務)

P4-1-1

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
主任技師 9～10級	人					
技師(A) 8級	人					
技師(B) 6～7級	人					
合 計	回	1				
打合せ区分A = 02 打合せ(中間打合せ)						

第32号 SC401012 J03

打合せ(成果物納入時) 1回当たり単価表

打合せ等(調査、計画業務)

P4-1-1

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
主任技師 9～10級	人					
技師 (A) 8級	人					
技師 (B) 6～7級	人					
合 計	回	1				
打合せ区分A = 03 打合せ(成果物納入時)						

第33号

旅費交通費 1台日当たり単価表

直接往復費

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
ガソリン レギュラー	L	5.2				
ライトバン損料 ガソリンエンジン二輪駆動 乗車定員5名 排気量1.5L	時間					
合 計	台日	1				

第34号

橋梁点検車 1日当たり単価表

BT-200

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
運転手(一般)	人					
軽油 ハトロール給油	L	26.4				
橋梁点検車 賃料 BT-200 バケット式 載貨重量200kg	日					
合計	日	1				

積 算 情 報 表

(03B0000070-0)

P. 44

項 目	内 容	項 目	内 容
積算区分	委託		
変更回数	当初		
積算基準 ^ハ ター	41:令和7年度国交省諸経費改訂(消費税10%)R7週休2日補正		
施行主体名	富谷市		
設計書名(1行目)	富谷市橋梁定期点検業務(繰越)		
設計書名(2行目)			
設計書名(3行目)			
委託箇所	市内一円		
路線・河川名			
委託番号			
[設計] 種類(電子成果品作成費)	2:その他の設計業務		
[設計] 旅費交通費	0:別途考慮		
[調査] 解析等(電子成果品作成費)	3:別途考慮		
設計年度	令和07年度		
設計年月日	令和08年03月02日		
単価適用日付	令和08年03月01日 (89)		
単価適用地区	01 地区		
着工年月日	令和 年 月 日		
竣工期限	令和 年 月 日		
工期開始	令和 年 月 日		
工期終了	令和 年 月 日		
工期日数	0日		

令和7年度 富谷市橋梁定期点検業務(繰越)
(特記仕様書)

第1章 業務概要

第1条 (適用)

- 1、本特記仕様書は「富谷市橋梁定期点検業務(繰越)」(以下「本業務」という)に適用する。
- 2、本特記仕様書に明示なき一般事項は、令和6年3月国土交通省 道路局「道路橋定期点検要領」並びに、設計業務共通仕様書によるものとする。
- 3、受注者は、本業務実施にあたり、諸法令・諸法規を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。
- 4、受注者は、本業務履行中、監督員と緊密な連絡を取り、本特記仕様書に明記なき事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議してこれを定めた上で履行するものとする。
- 5、業務完了後に於いて、成果品に誤り等が発見された場合は、受注者の責任に於いて処理するものとする。

第2条 (準拠する法令・基準及び参考図書等)

本業務を実施するにあたり監督員と協議の上、本業務の目的を十分把握して、合理的かつ能率的に作業を遂行するため、準拠する法令及び基準は以下のとおりとする。

- 1、道路法
- 2、測量法
- 3、道路法施行規則
- 4、公共測量作業規定及び公共測量作業規定準則
- 5、道路橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用基準)
国土交通省 道路局(令和6年3月)
- 6、基礎データ収集要領(道路橋)令和6年版
国土交通省 道路局 国道・技術課(令和6年8月)
- 7、その他関係法令

第3条 (点検目的)

本業務は、富谷市が管理する道路橋において、道路橋定期点検要領(令和6年3月国土交通省道路局)に基づき実施する道路橋の定期点検を実施する業務である。

道路橋の各部材の状態を把握、診断し、必要な措置を特定するために必要な情報を得ることを目的とする。

第4条（貸与資料等）

本業務で使用する図書その他資料として、次に掲げるものを貸与する。

- ・道路台帳
- ・過去の点検記録
- ・その他関連図書

第5条（疑義）

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、監督員と受注者において協議の上、監督員の指示に従い、業務を遂行するものとする。

監督員において、必要と認めるときには、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について委託契約書や仕様書に明記されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。なお、変更等による必要な工期は別に定めるものとする。

第6条（管理技術者）

- 1、管理技術者は、次の各号のいずれかの資格を有し、かつ、橋梁の点検業務及び診断業務に関する実務経験を有するものでなければならない。
 - (1) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
 - (2) RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）
 - (3) コンクリート診断士
 - (4) 土木鋼構造診断士
- 2、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

第7条（照査技術者）

照査技術者については、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）またはRCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有するものでなければならない。

第8条（点検員及び診断員）

本業務に従事する橋梁の点検員及び診断員は、前条に規定する資格のほか、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成26年度国土交通省告示第1107号）に基づいて技術資格登録簿に登録された資格のうち、対象橋梁の橋種（鋼橋またはコンクリート橋）に対応した資格を有するものでなければならない。なお、管理技術者はこれらを兼務することができるものとする。

第9条（業務計画書等）

業務に先立ち、業務計画書及び下記の関係書類を提出し、承認を得なければならない。

- 1、業務計画書
- 2、課税事業者届出書
- 3、着手届
- 4、管理技術者及び照査技術者
- 5、実務経歴書及び資格証明書
- 6、工程表

第2章 道路橋点検業務

第1条（業務の目的）

本業務は、富谷市が管理する道路橋において、道路橋の各部材の状態を把握、診断し必要な措置を特定するために必要な情報を得ることを目的とする。

点検は近接目視を基本として、定期点検項目に応じて触診及び打音検査等を併用した点検を行う。

第2条（道路橋点検）

1、計画準備

道路橋点検を実施するにあたり「道路橋定期点検要領（令和6年3月国土交通省道路局）」に基づき行うこととし、必要となる既存資料の収集整理や対象橋梁を確認し、実施計画書（案）の作成を行う。

2、現地踏査

点検対象箇所について事前に現地踏査を行い、点検方法の確認や交通状況、橋梁の変状の実態等を把握し、現地踏査完了後、実施計画書を作成して監督員に提出を行う。

- 1、業務内容
- 2、業務実施方針
- 3、実施体制
- 4、作業工程
- 5、安全管理計画
- 6、点検数量表
- 7、業務実施体制（緊急時連絡体制も含む）

3、関係機関との協議資料作成

橋梁点検において必要な関係機関との協議・説明資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。関係機関協議は、所轄警察協議と宮城県管理河川の河川協議を予定している。

4、点検及び診断

点検は「道路橋定期点検要領（令和6年3月国土交通省道路局）」に従い、次の項目について実施するものとする。

①、現地点検及び健全性の判断

橋梁点検は、道路橋定期点検要領に基づき、橋梁点検車あるいは梯子等を用いて近接目視にて行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の判断と橋梁毎の健全性の診断を行う。

また、点検方法は目視点検に加え、必要に応じて触診、打音検査等を併用する。
ただし、コンクリートの「浮き」に対しては、打音検査を実施する。

点検時に、浮き・剥離等があった場合は、道路利用者及び第三者被害予防の観点から応急的な措置を実施した上で健全性の診断を行うものとする。

なお、橋梁点検に際しては、道路交通、第三者への影響が生じないよう十分に注意する。

②、点検記録様式の作成とその他記録の補充

点検及び診断の結果は、点検要領に定める点検調書様式及び過去の点検記録様式を踏まえた上で、健全性の診断の結果並びに応急措置の内容等を記録し、維持・補修等の計画を立案する上での基礎資料としてとりまとめを行うものとする。

※点検対象橋梁名については、別紙点検対象橋梁一覧に記載

5、応急処置

点検で異常を把握した場合、可能な限り応急処置を行うこととする。応急処置の例として、次に掲げる対応を行う。

- ・コンクリート部材の浮きをハンマー等でたたき落とす。
- ・ナットのゆるみの再締め付けを行う。
- ・落下の可能性のある部品等を撤去する。

6、報告書作成

点検結果報告書の作成については、道路橋定期点検要領の調書様式に合わせ作成するものとする。

なお、各データの関連性のチェック及び整合性を確認し、不整合がある場合はデータ修正を行う。

第3条（安全対策）

本業務の履行にあたっては、道路交通、第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を講じなければならない。

なお、当初設計においては、交通誘導警備員Aを2人、交通誘導警備員Bを4人計上している。

第4条（打合せ協議）

打合せ協議については、下記のとおり行うものとする。

- 1、業務開始時
- 2、中間（3回）

3、業務完了時

合計 5 回行うものとする。

なお、業務開始時及び業務完了時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

第 5 条（成果品）

本業務における成果品は、以下に示すとおりとする。

- 1、橋梁点検結果報告書（紙） 2 部（正副各 1 部）
- 2、電子納品媒体 CD-R（Excel・PDF・SFC 等） 2 部（正副各 1 部）
- 3、その他、発注者が必要と認めるもの

第 6 条（新技術の活用）

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、採用可能な点検・診断に関する新技術について必ず検証を行い、検証結果をまとめた資料を調査職員に報告するものとする。

第 7 条（歩掛）

当初発注において、特定の溝橋等以外の標準幅員 10m 以上かつ橋長 2m 以上 5m 以下の点検歩掛においては、特定の溝橋等以外の標準幅員 4m 以上かつ橋長 2m 以上 5m 以下の歩掛を準用しております。

設計内容と現場がそぐわない場合、監督員と協議したうえで設計変更の対象とします。

位置図

S=1:50,000



